

官製談合防止法等違反容疑による職員逮捕事件の検証に係る
報告書および再発防止策に係る意見書

令和3年3月

竜王町官製談合事件検証会議

目次

1	はじめに	1
2	事件の概要	2
3	事件の経過および町の対応	2
4	竜王町官製談合事件検証会議	3
	(1) 目的	3
	(2) 構成委員	4
	(3) 開催状況	4
5	事件検証に係る報告書	5
	(1) 入札制度について	5
	(2) 事務処理について	6
	(3) 組織体制について	6
6	再発防止策に係る意見書	7
	(1) 入札制度について	7
	(2) 事務処理について	7
	(3) 組織体制について	8
	(4) 実施計画の策定について	9
7	総括意見	10
	(巻末資料)	
資料1	事件検証のためのマトリクス	11
資料2	竜王町官製談合事件検証会議設置要綱	16

1 はじめに

令和2年11月25日、竜王町総務課発注の庁舎の清掃および保守管理業務に関し、同課職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反および公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されるという事件が発生しました。

公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないにもかかわらず、公務員としての自覚を欠く行為により、町政に対する町民の信頼を著しく失墜させるものであります。

こうした状況に鑑み、竜王町では今後、同様の事案を発生させないため、本事件に係る原因を検証し、再発防止に係る具体策を策定するため、有識者、関係者等から幅広く意見を聴取することを目的として竜王町官製談合事件検証会議が設置され、同会議において議論を重ねてきました。

本書は、第三者としての立場から当該事件の原因の検証、貴町が策定する再発防止に係る意見等を取りまとめたものであり、今後、会議の意見を最大限尊重し策定した再発防止策を誠実に履行するとともに、継続的な防止策の実施により、一日も早い町政に対する町民の信頼回復をされることを望みます。

令和3年3月24日

竜王町官製談合事件検証会議 会長 今枝 史絵

2 事件の概要

平成31年2月15日に執行された竜王町総合庁舎周辺公共施設保守管理および清掃業務の指名競争入札において、竜王町総務課の職員が本件入札の3日前に個人所有の携帯電話のメール機能を用いて、受託業者の業務部長に、予定価格（非公開情報）が4,693万3,344円（税込）である旨を教示し、竜王町総合庁舎3階大会議室において執行された前記入札において、実際の予定価格（4,345万6,800円（税抜））に近接した金額（4,275万6,000円（税抜））で入札させて、本業務を落札させた。

その後、当該職員は、入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行ったとして、令和2年11月25日、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反」および「公契約関係競売入札妨害容疑」で逮捕され、12月16日に起訴された（以下「本事件」という）。

なお、漏洩先である受託業者の元代表取締役および業務部長についても、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、起訴された。

3 事件の経過および町の対応

年 月 日	事 項
令和2年 11月 25日 (水)	<u>竜王町総務課職員逮捕</u>
	18:00 緊急主監課長会議
	19:00 記者会見 (町長、副町長、総務主監、総務課長)
26日 (木)	町長コメント発表 (町ホームページに掲載)
	10:00 警察による捜索
	17:45 緊急職員集会
27日 (金)	町議会へ報告
28日 (土)	警察による関係職員への聞き取り (12月15日(火)まで)

年 月 日	事 項
12 月 3 日 (木)	本事件に係る職員の人事処分、受託業者の指名停止および業務委託契約解除等に関する町対応のための弁護士委任
8 日 (火)	受託業者指名停止
16 日 (水)	<u>竜王町総務課職員起訴</u>
	町長コメント発表 (町ホームページに掲載)
21 日 (月)	<u>竜王町総務課職員休職処分</u>
25 日 (金)	職員コンプライアンス研修の実施
28 日 (月)	町長より職員宛てに綱紀の厳正な保持について通知
令和3年 1 月 6 日 (水)	竜王町官製談合事件検証会議の設置 (委員委嘱日)
21 日 (木)	第1回竜王町官製談合事件検証会議の開催
2 月 18 日 (木)	第2回竜王町官製談合事件検証会議の開催
3 月 4 日 (木)	第1回公判
8 日 (月)	第3回竜王町官製談合事件検証会議の開催
22 日 (月)	<u>竜王町総務課職員懲戒免職処分</u>
24 日 (水)	第4回竜王町官製談合事件検証会議の開催

4 竜王町官製談合事件検証会議

(1) 目的

官製談合防止法違反等の容疑で竜王町総務課の職員が逮捕された状況に鑑み、今後、同様の事件を発生させることがないように、本事件に係る原因の検証と、再発防止に係る具体策の策定に関する意見を、有識者、関係者等から幅広く聴取することを目的として、竜王町官製談合事件検証会議が設置された。

(2) 構成委員

	氏 名	所 属	役 職
弁護士	今枝 史絵	弁護士法人 御堂筋法律事務所	会長
公認会計士	野口 真一	野口会計事務所 代表	
大学教授	高田 豊文	公立大学法人 滋賀県立大学 教授	職務代理者
行政事務に従事する公務員	平松 良哉	滋賀県東近江土木事務所 所長	
町長が適当と認める者	大野 稔	前竜王町公平委員会 委員長	

順不同

(3) 開催状況

回 数	年 月 日	内 容 等
第 1 回	令和 3 年 1 月 21 日 (木)	<ul style="list-style-type: none">・ 委嘱状交付 (竜王町長より 5 名の検証委員を委嘱)・ 会長の互選、職務代理者の指名 (会長 今枝 史絵、職務代理者 高田 豊文)・ 竜王町官製談合事件検証会議について (検証会議の目的等について説明)・ 事件の概要および経過について・ 今後の検証方法について
第 2 回	令和 3 年 2 月 18 日 (木)	<ul style="list-style-type: none">・ 竜王町総合庁舎周辺公共施設保守管理および清掃業務 について (本事件に係る業務内容等について説明)・ 滋賀県および県内市町の入札執行方式、公表等の調査 結果について・ 本事件に係る課題の洗い出しについて

回数	年月日	内容等
第3回	令和3年 3月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項(事情聴取および公判)について ・事件検証のためのマトリクスについて (動機、機会、正当化の視点より本事件の検証を行い、再発防止策について検討) ・事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書(案)について
第4回	令和3年 3月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・竜王町総務課職員の処分について ・事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書について

5 事件検証に係る報告書

本事件が発生した原因として、竜王町総務課職員の公務員としての倫理意識の欠如に加え、事件の発生を未然に防ぐことができなかった現行の入札制度、事務処理方法および組織体制での問題点が挙げられる。

検証会議における検証の結果、主な原因は次のとおりと考えられる。

(1) 入札制度について

本事件に至った現行の入札制度における問題点として、次の事項が指摘される。

ア 指名業者の決定について

一般的に指名競争入札を執行するにあたり、契約審査会において指名業者が決定される。

本事件に係る指名競争入札でも同様の手続きが行われたが、その際、合理的な基準を設けないまま、町における業務実績が少ない業者や、前入札において辞退した業者を指名業者から除く処理があった。

イ 指名業者の事前公表について

指名競争入札執行に伴う指名業者の事前公表を行うことにより、業者間における

談合の可能性を高めていた。

(2) 事務処理について

本事件に至った事務処理における問題点として、次の事項が指摘される。

ア 業務設計について

本事件に係る業務設計において、指名予定の業者より見積書を徴取したことにより、当該業者が設計額および予定価格を推測できる可能性を高めていた。

イ 執行起案について

本事件に係る業務設計に係る執行起案において、業務発注を行う6施設の所管課員に書類が回議されることで、設計額等の漏洩の可能性を高めていた。

ウ 包括発注について

6施設の庁舎管理および清掃業務を包括的に業務発注することは、職員による業務管理の軽減に繋がる。

しかし一方で、業務管理の軽減を過度に求めるあまり、受託業者を変更したくない等の願望が職員に生まれる可能性を高めていた。

また、資格が必要となる業務を包括発注の内容に加えることにより、受託可能業者が限定され、談合の可能性を高めていた。

(3) 組織体制について

本事件に至った組織体制における問題点として、次の事項が指摘される。

ア 契約審査会について

契約審査会の決定事項が契約執行に際して、本事件の発生を抑止するという、本来の役割が果たせていなかった。

イ 職員の意識について

設計額の漏洩等は法に抵触する行為であることは、全ての職員が基本的に持つべき知識である。

知識の定着のための継続的なコンプライアンス研修や、研修効果の確認が不足していた。

また、不正行為等を発見した場合の内部通報制度の取組みが不十分であった。

ウ 人事配置について

一職員が複数年にわたり同課において同業務を担当することで、業者との馴れ合いが起こり、本事件が発生する結果となった。

また、現受託業者以外が受注することで業務が滞るかもしれないという職員の不安を高めていた職場環境があった。

エ 入札不落到に伴う重圧について

限られた職員体制であるため、一人一担当の課、係については、様々な業務を円滑に進める必要がある。

そのため、担当した業務が再手続（再設計等）になり、他の業務も含めて円滑に処理できなくなることが重圧と感じられる環境があった。

オ 業者への折衝方法について

正当な理由なき業者との連絡先交換の禁止、業者への連絡時の固定電話または共有メールの使用、原則2名以上の職員による業者との折衝などが順守・徹底されていない環境があった。

6 再発防止策に係る意見書

今回のような事件を二度と発生させないために、再発防止策に係る本検証会議の意見を次に述べる。

(1) 入札制度について

ア 指名業者の決定について

指名競争入札執行に伴う、指名業者の選定および決定方法について改善を行われない。

また、指名業者選定数を減じる場合は、やむを得ない事由等の限定を付すことに加え、合理的、客観的および明確な基準を設けるべきである。

イ 指名業者の事前公表について

事前公表および事後公表の利点欠点について検討を行い、適切な公表方式の検討を行われない。

また、予定価格が2億円以上の建設工事のみに適用している一般競争入札について、役務提供等の業務においても導入の検討を行い、談合の抑制を図られない。

(2) 事務処理について

ア 業務設計について

見積徴取により業務設計を行う場合は、多くの業者から徴取を行うなど、設計額が推測されないよう改善を行われたい。

また、コンサルティング業者を活用した業務設計についても検討されたい。

イ 執行起案について

業務設計に係る執行起案の回議方法については、引き続き、現在のルールを厳守しながら、決裁を行う職員を最小限に制限するなど、随時見直しを実施されたい。

ウ 包括発注について

各施設、各業務での発注を検討し、多くの業者の受注機会の確保に努められたい。

また、資格が必要となる業務については、受託可能な業者が制限されることから、業者選定要件を考慮し、談合の抑制を図られたい。

(3) 組織体制について

ア 契約審査会について

審査会の本来の役割を果たすべく、公正性をもった審査、点検が行われ、不正の抑止が期待できる組織となるよう改善をされたい。

イ 職員の意識について

担当職務別に継続的な研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努め、研修後は効果の確認も行われたい。

また、コミュニケーションの活性化により不適切事案を発生させない職場作りに努め、周囲が不正行為等を発見した場合の内部通報制度を確立されたい。

ウ 人事配置について

適正かつ定期的な人事異動を行い、不正が行われる環境について排除されるとともに、業務について業者任せとならないよう職員の専門的知識の向上、庁内外の専門的知識を有する者の配置の検討を行われたい。

エ 入札不落到に伴う重圧について

各業務に副担当を設けるなど、複数人体制を確立し、個人の重圧を分散できるような業務分担を行うとともに、所属長をはじめ、所属内で報告や相談ができる風土

を構築されたい。

また、専門的知識を有する業務について相談できる窓口の設置を検討されたい。

オ 業者への折衝方法について

緊急時以外に個人所有の携帯電話を使用した業者への連絡を禁止することや、業者との折衝の際には、複数人体制で対応することを徹底されたい。

(4) 実施計画の策定について

上記の意見を踏まえ、再発防止策の策定においては、これまでのやり方にとらわれることなく、具体的な実施内容を盛り込むことが望ましい。

また、中長期的に取り組むものについては、スケジュールを定めた実施計画を策定し、その実施状況を点検されたい。

7 総括意見

竜王町総務課職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反および公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、起訴されるという事件は、町政に対する町民の信頼を著しく失墜させるもので、一人の職員の行為、行動が、町政全体の信頼を失墜させる結果になることに対し、全役職員が改めて認識する必要がある。

本事件発生の原因には、職員の公務員としての倫理意識の欠如に加え、事件の発生を未然に防ぐことができなかった現行の入札制度、事務処理および組織体制にも問題があり、今後このような事件を発生させないため、本検証会議では、第三者としての立場から本事件の原因の検証、再発防止策に係る意見の取りまとめを行った。

今後、貴町が策定する再発防止策については、これまでのやり方にとらわれることなく、実施計画を定め、町長をもとに職員一人ひとりが誠実に履行するとともに、本事件を風化させることなく、改めて公務員として自覚と責任感を持ち公務に精進され、町民からの信頼回復が図られることを期待する。

(巻末資料)

資料1 事件検証のためのマトリクス

次の表は、本事件を動機、機会、正当化の視点から検証し、再発防止策について検討を行うため、作成したものである。

		今回の不正事案	組織の現状	再発防止策
動機 ※注1	1	<ul style="list-style-type: none">・職員による業者への設計額の漏洩	<ul style="list-style-type: none">・公務員としての基本的に持つべき、コンプライアンス意識の欠如	<ul style="list-style-type: none">・設計額の漏洩は法に抵触する行為であることを継続的な研修等により学び、コンプライアンス意識の向上に努めるとともに、研修効果の確認を実施・研修については、担当職務別に実施するなど工夫を行う。
動機	2	<ul style="list-style-type: none">・職員において現受託業者と引き続き、仕事を共にしたいという願望が生まれた点（業者との馴れ合い）・現受託業者への信頼、他業者が受託することで業務が滞るかもしれないという不安	<ul style="list-style-type: none">・職員の施設管理に伴う専門的な知識の欠如・専門的知識を有する職員の適材適所の配置の欠如	<ul style="list-style-type: none">・業務について業者任せとならないよう職員の施設管理に伴う専門的知識の向上、庁内外の専門的知識を有する者の配置を検討
動機	3	<ul style="list-style-type: none">・職員において入札不落到に伴う再手続（再設計等）を恐れていた可能性	<ul style="list-style-type: none">・限られた職員体制であるため、一人一担当の課、係については、他の業務も含め円滑に	<ul style="list-style-type: none">・各業務に副担当を設ける等、複数人体制を取り、個人の重圧を分散させる業務分担とす

			<p>進めるために、設計した業務について再手続（再設計等）になることが重圧となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常業務について相談できる環境は整っていたが、専門的知識が必要な業務等については、相談体制が欠如していた可能性がある。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属内で普段から報告や相談ができる風土の構築 ・専門的知識を有する業務について相談窓口の設置の検討
動機	4	<ul style="list-style-type: none"> ・契約審査会における指名業者決定の考え方 ・担当課において選定した業者について合理的な理由なく、業者数を減らす処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町での業務実績の少ない業者を指名することへの不安がある。 ・前入札における辞退業者が次入札においても応札しないという先入観がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約審査会における指名業者決定方法の改善を行う。 ・指名業者選定数を減らす場合はやむを得ない事由等の限定を付すことや、合理的な基準を設ける等客観的かつ明確な基準を設ける。
動機	5	<ul style="list-style-type: none"> ・契約審査会が契約事務に際して大きく影響を及ぼす点 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約執行に際しては、契約審査会の決定事項が絶対である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約審査会は契約執行に関して、影響力を持つことから公正性をもった審査、点検を行い、事件の抑止が期待できる組織とするよう改善を行う。

		今回の不正事案	組織の現状	再発防止策
機会 ※注2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人所有の携帯電話メール機能を使用した設計額の漏洩 ・ 正当な理由がない業者との連絡先の交換 ・ 2名以上による業者対応がなされていない点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、業者への連絡は固定電話または共有メールを使用としているが、徹底されていない現状がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時以外における個人所有の携帯電話を使用する業者への連絡を禁止し、固定電話または共有メールの使用を徹底する。 ・ 業者折衝については複数人で行うことを徹底する。
機会	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書の作成に伴い、指名予定業者より見積りを徴取 ・ 業者側において設計額および予定価格を推測できる可能性を高めていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩掛りが存在しない業務等については、業者からの見積徴取により設計を行う。 ・ 見積りについては、指名予定の業者から徴取している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積徴取による業務設計を行う場合は、多くの業者より徴取を行い、設計額が推測されないよう対応を行う。 ・ 他市町で実施されているコンサルティング業者の活用を検討
機会	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一職員が複数年におたり同課において同業務を行っていた点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な人事異動を行っているものの、人員の関係等の理由により、調整がつかない場合もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正かつ定期的な人事異動の実施により、不正が行える環境の排除を行う。
機会	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行起案の決裁者が多いことで設計額等の漏洩の可能性を高めていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6施設の庁舎管理および清掃業務の発注を一括して行っているため、各施設を管理する課の担当から課長まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行起案を決裁する者を制限するなどし、設計額を把握する者を最小限とする回議方法について検討

			が決裁を行っている。	
機会	5	<ul style="list-style-type: none"> ・入札会執行に係る指名業者の事前公表を行っている点 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札会の公正性を保つため、事前公表としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前公表および事後公表の利点欠点について検討し、適切な公表方式を決定し運用 ・指名を行わない一般競争入札の導入を検討
機会	6	<ul style="list-style-type: none"> ・6施設の庁舎管理および清掃業務を一括発注している点 ・特殊業務を包括発注することによる受託可能業者が限られ、談合の可能性を高めていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理および清掃業務について一括発注を行うことで、職員による業務管理の軽減に繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務軽減を求めることで、受託業者を変更したくないという願望が生まれる可能性があるため、各施設、各業務での発注を検討し、多くの業者の受注機会の確保に努める。 ・特殊業務（資格を有する業務）については、受託可能な業者が限定されることから、業者選定要件を考慮し、談合の可能性について排除する。
		今回の不正事案	組織の現状	再発防止策
正当化 ※注3	1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は設計額の漏洩について問題のないことであると正当化していた可能性がある点 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲が職員の行為に気付かなかった環境があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲が不正に気づき、問題事案を通報できる内部通報制度の確立 ・上司、同僚との協議

				<p>や、業者との重要な打合せを複数人体制で対応するなどし、コミュニケーションの活性化を図り、不適切事案を発生させない職場作りに努める。</p>
--	--	--	--	--

※注1 動機…不正行為を実行することを欲する主観的事実（自分の望みを叶えたり、悩みを解決したりするには、不正行為をするしかないという考えに至った心情）

※注2 機会…不正行為の実行を可能ないし容易にする客観的事実（不正行為を起こせる立場にあると認識をしたうえで、それを実行できる能力や職場環境があること）

※注3 正当化…不正行為の実行を積極的に是認しようとする主観的事実（自分に都合の良い理由をこじつけて、不正行為をすることに対して「犯罪ではない＝仕方ない」と思うこと）

資料2 竜王町官製談合事件検証会議設置要綱

竜王町官製談合事件検証会議設置要綱

(令和2年12月16日告示第149号)

(設置)

第1条 竜王町職員が官製談合防止法違反等の疑いで逮捕された事件（以下「官製談合事件」という。）に係る原因を検証し、再発防止の具体策（以下「再発防止策」という。）の策定に当たり、有識者等の意見を聴取するため、竜王町官製談合事件検証会議（以下「会議」という。）を設置する。

(再発防止策の履行)

第2条 町長は、会議の意見を最大限尊重し策定した再発防止策を誠実に履行するものとする。

(所掌事務)

第3条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 官製談合事件の原因究明に関すること。
- (2) 再発防止策に関すること。
- (3) その他会議が必要と認めること。

(組織)

第4条 会議は、委員5人で構成し、町長が委嘱または任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱または任命の日から官製談合事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書を町長に提出した日までとする。

(委員)

第6条 委員は、弁護士、公認会計士または税理士、大学教授、行政事務に従事する公務員および町長が適当と認める者とする。

2 委員または委員であった者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員の職務等)

第7条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席または関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年12月16日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、官製談合事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書を町長に提出した日限り、その効力を失う。